

外国人介護職員が長く働ける、魅力ある埼玉介護の促進補助金実施要領

1 趣旨

この要領は、外国人介護職員が長く働ける、魅力ある埼玉介護の促進補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第15条の規定に基づき、要綱の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 対象経費等（要綱第3条関係）

(1) 日本語学校

留学生等が通学する日本語学校の所在地は、埼玉県以外の都道府県であっても差し支えない。

(2) 居住地

留学生等の居住地は埼玉県以外の都道府県であっても差し支えない。

3 補助金の算定方法（要綱第4条関係）

補助金の算定については、要綱第3条第1項の事業ごとに積算、基準額と比較して選定した額に補助率を乗じて得た額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てることとする。

4 対象経費（要綱第3条第1項及び第4条別表2関係）

(1) 要綱第3条第1項第1号の経費を例示すると次のとおりである。

- ア 資格取得のために必要な教材の購入費
- イ 資格取得のために必要な外部講習等への参加費
- ウ 資格取得のために必要な外部講師による教育費

(2) 要綱第3条第1項第2号の経費を例示すると次のとおりである。

- ア 介護業務マニュアル（介護の手順、介護用語の統一化等）の作成に必要な経費
- イ 介護業務マニュアルの翻訳に必要な経費
- ウ 多言語翻訳機の購入又はリースに必要な経費
- エ 留学生等の日本語学習の支援（日本語講師による教育等）に必要な経費
- オ 留学生等の受入施設等の職員が異文化理解を図るための教育・研修を受講又は実施するために必要な経費
- カ コミュニケーションの促進に資するような研修の受講経費
（例：介護技能実習評価試験の評価者養成講習、介護職種の技能実習指導員講習等）
- キ 孤立防止やホームシック等メンタルヘルスケアに必要な経費
- ク 地域の日本人や外国人との交流を促進するための交流会開催等に必要な経費

(3) 要綱第3条第1項第4号の経費を例示すると次のとおりである。

- ア 技能実習生及び特定技能外国人本人が住居を賃借している場合の賃借料

- イ 技能実習生及び特定技能外国人に提供するために受入事業者が住居を賃借している場合の賃借料及び通信環境費
- ウ 受入事業者が所有している住居を技能実習生及び特定技能外国人に提供する場合であって、受入事業者が技能実習生及び特定技能外国人に請求する居住費を免除する場合の居住費相当額
- エ 受入事業者が技能実習生及び特定技能外国人に寮を提供する場合であって、受入事業者が技能実習生及び特定技能外国人に請求する寮費を免除する場合の寮費相当額

5 申請書の提出（要綱第5条関係）

(1) 埼玉県外国人介護職員応援宣言への賛同

補助事業者は、埼玉県外国人介護職員応援宣言に賛同した上で、外国人介護職員のキャリアアップに係る取り組みを行うこととし、取組内容について記載した別紙を提出すること。

(2) 法人による申請

該当する全ての介護事業所について、受入事業者である法人が一括して申請すること。

(3) 申請後の取扱い

申請書提出後の申請内容の変更は認めない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更を除く。

ア 留学生等の減員

イ 内容の変更を伴わない補助対象経費の軽微な変更等

(4) 添付書類

要綱第5条に規定する申請書に添付する関係書類は次のとおりとする。

ア 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

イ 規則第4条第2項第5号に掲げる知事が定める事項に係る添付書類は、次のとおりとする。

(ア) 要綱第3条第1項第1号及び第2号の申請にあつては、受入事業者が留学生等を雇用している又はすることが確認できる書類（雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の資格取得通知書の写し等）及び介護職として雇用している又はすることが確認できる書類（雇用契約書の写し等）

(イ) 要綱第3条第1項第3号の申請にあつては、受入事業者が留学生を雇用している又はすることが確認できる書類（雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の資格取得通知書の写し等）、介護職として雇用している又はすることが確認できる書類（雇用契約書の写し等）及び日本語学校の在籍証明書（申請から3か月以内に発行されたもの）

(ウ) 要綱第3条第1項第3号のうち、受入事業者が返還免除条件付きで貸与した経

費の申請にあつては、貸与の条件等を定めた規程の写し

(エ) 要綱第3条第1項第4号の申請にあつては、受入事業者が技能実習生及び特定技能外国人を雇用している又はすることが確認できる書類（雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の資格取得通知書の写し等）、介護職として雇用している又はすることが確認できる書類（雇用契約書の写し等）及び貸借借契約書等の金額の根拠と居住の実態が確認できる書類（貸借借契約書、該当事項を定めた受入事業者の規程、技能実習生及び特定技能外国人と受入事業者が取り交わした契約書の写し等）

(オ) 申請対象者全員分の在留カードの写し

(カ) その他知事が必要と認めたもの

6 交付の条件（要綱第7条関係）

(1) 要綱第3条第1項第3号の申請に係る留学生の補助対象期間

介護福祉士養成施設に入学する日の属する年度の前年度の4月1日から3月末日（当該期日が土曜日又は日曜日の場合は、その直前の日）とする。

(2) 要綱第3条第1項第3号のうち受入事業者が返還免除条件付きで留学生に貸与した経費の場合、条件付き貸与に係る規程の作成

事業を適正に実施するため、貸与規程を定めること。規程の作成にあたっては、学費の貸与の対象となる基準、貸与額、貸与期間、貸与方法、返還、返還の猶予又は免除等を含むこと。

7 実績報告書の添付書類（要綱第8条関係）

要綱第8条に規定する実績報告書に添付する書類を例示すると次のとおりである。

(1) 留学生等が支払った経費の一部又は全部を受入事業者が補助した場合、留学生等が支払ったことが確認できる領収書の写し等及び受入事業者が留学生等に補助したことが確認できる領収書の写し等

(2) 経費を受入事業者が直接支払った場合、受入事業者が支払ったことが確認できる領収書の写し等

(3) 要綱第3条第1項第3号にあつては、支給明細書等の写し、日本語学校の卒業証明書の写し及び留学生が翌年度に介護福祉士養成施設に入学予定であることを確認できる書類

8 県が行う事後調査への協力

補助金の交付を受けた受入事業者は、本事業に関する県の事後調査に協力すること。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月25日から施行し、令和5年4月1日から適用する。